

12月11日(金)、年内移行最終日？

年内に、市更相から敷金支給でアパート移行できる可能日

年内、市更相での生活保護(居宅)申請は、12月11日までに

ケアセンター・越年臨泊で年を越さないために

例年より16日早く、木枯らし1号が吹いたそうです。今年

新型インフルエンザも流行しており、生活保護活用・アパー

ト生活への移行で、健康管理に万全の備えをしましょう。

下の表は、市立更生相談所(市更相)の窓口での敷金支給

状況です。7月の321件から、8月191件、9月171

件と減少していましたが、10月には256件となり、再び増

加に転じました。

これから、一旦寒さが和らぐと予想されていますが、冬の寒

さは冬の寒さです。夜間宿所利用・炊き出しの生活から、ア

パート生活への移行を真剣に考える人も益々増えることと思

います。昨年実績でも、12月に敷金支給が増えています。

ただ、昨年の場合は、増えたと言っても37件にすぎません

でした。今年のように、2百件台という込み方とは違います。

短期間に生活保護申請が集中すると、市更相窓口が対応で

きなくなることも考えられます。

役所の手順では、申請を受け付けて、実際にお金を支給で

きるようになるまで最短で10日ばかりです。

具体的に言えば、12月11日までに申請を受け付けたもので

なければ、年内に敷金や生活費を支給でき

ないということになります。

12月14日以降は、お金の支払い手続きで

対応できないために、相談に行っても、12月

28日までケアセンター、その後は年明けま

で越年対策の臨時宿泊所か一時保護所で過

ごす、ということでお願ひするしかない状

態」ということのようなのです。

12月に入ると、14日まで土日を除くと、

9日間しかありません。

7月の役所の稼働日は21日でした。敷金

支給件数は321件ですから、一日当たり

にすると、約15件ということになります。

これが市更相の対応能力の上限という

わけではないでしょうが、仮に一日20件と

して、9日間で180件。これは、8月と9

月を足して2で割った一ヶ月分に相当しま

す。一ヶ月分を9日で対応するということで

すから、これを超えると、処理残りが出そう

大阪市立更生相談所敷金支給(窓口)月別状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2009(平成21)年	9件	152件	100件	193件	220件	307件	321件	191件	171件	256件			1,920件
2008(平成20)年	2件	14件	16件	36件	26件	16件	27件	21件	22件	14件	21件	37件	252件
前年との比較	4.5倍	10.9倍	6.3倍	5.4倍	8.5倍	19.2倍	11.9倍	9.1倍	7.8倍	18.3倍			7.6倍

な予感がします。

施設入所や入院ではない、アパート・マンションでの居宅保護を申請するのであれば、11月中旬が望ましいと言うことになります。

簡宿利用者や夜間宿所利用者、あいりん地域内で野宿している人の相談窓口は、市更相ですが、アパートに現に住んでいる人、あいりん地域外で野宿している人は、それぞれその地の区役所が相談窓口になります。

区役所の年末の対応関係も、市更相とそう変わりません。やはり、区役所への申請も、12月11日まででなければ、年内の家賃・生活費支給は難しいようです。

区役所の生活費・家賃の1月分の現金での支給は、12月25日(金)です。手続きに要する日数を考えると、12月11日まででなければ間に合いそうもありません。西成区役所では、ごく僅かですが生活費を貸してくれるようですが、家賃は間に合わないかも知れません。

ですから、現にアパートに住んでいて、生活保護活用を考えている人も、12月11日までに決心する必要があります。

夜間宿所一日平均利用者は、8月の433人から9月の489人と増加していましたが、10月には461人と再び減少へと転じています。昨年10月の一日平均利用者は662人でしたから、昨年と比べ二

百人も減っていることになります。
12月は無いものと考え、今月中に生活保護(居宅)申請を！
身体の調子の悪い人は病院へ、少し様子を見たい人は施設へ。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも(永住権を持つ外国人を含む)活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター(大阪社会医療センター)は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」(無料)をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所(市更相)で相談を。

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06・6561・4392)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06・6658・8888)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。
必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。